

同志社大学

2008年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2009年 3月 12日提出

所 属	職 名	氏 名
法学部	准教授	倉部 真由美
研 究 題 目	倒産法の経済学的分析 ―中小企業の再建型倒産手続を中心に―	
研 究 成 果 の 概 要	<p>2008年度は、わが国における再建型倒産手続である民事再生手続と会社更生手続の機能分担について、法と経済の視点も用いた実証的な研究をするための準備作業をおこなった。具体的には、わが国の民事再生手続と会社更生手続の利用状況について十分な情報収集を行うと同時に、アメリカにおける再建型倒産手続に関する経済学的分析や倒産事件の実証研究についても情報収集を進めた。</p> <p>また、昨秋より東京において開催されている民事再生法施行後10年を振り返る実務家を中心とした研究会にオブザーバとして参加し、実務の状況について情報収集する機会を得た。この研究会は次年度も継続し、研究成果を書籍にまとめる際には、執筆者としても参加する予定である。</p> <p>さらに、他大学の同じ関心を持つ研究者と共同して研究会を組織した（準備作業を行う研究会としてスタートしたため、外部の助成金は得ていない）。法と経済学を専門とする研究者にもオブザーバとして参加して頂き、「倒産法」と「法と経済学」の双方から議論を深めることができた。この作業は次年度以降も継続する予定である。この研究会では、今年度は倒産法の経済分析を行うための基礎研究として、アメリカにおける倒産法と経済学の古典的な文献を輪読した。また、国内における関連文献を整理し、従来の研究において不足している点を確認した。</p> <p>このような今年度の研究の結果、会社更生手続の利用が想定されるような大企業であっても、従来の経営陣が手続を進めるDIP型の民事再生手続を選択する傾向があるが、裁判所としては会社更生手続の利用を促進したいとの意向があることが明らかとなった。しかし、民事再生手続では、担保権者が別除権者として扱われることから、手続外での担保権者との交渉が不可欠である。最近では、担保権者を手続にとりこむ会社更生手続のDIP型も裁判所を中心に推進されているところであり、ますます民事再生手続と会社更生手続の棲み分けが曖昧になっており、引き続き、実証研究に向けて作業を進めていく。</p>	